

第 48 回運営会議（2005. 7. 5 開催）結果報告

2005. 7. 12 庶務発信

開催日時：	2005年7月5日（火）9:30～12:30
場 所：	アパホテル京都駅前 地下1階 るりの間
参加者数：	運営会議委員他8名（委員長、副委員長2名、琵琶湖部会長、淀川部会長、木津川上流部会長、猪名川部会長、水位操作WGサブリーダー）、河川管理者3名

1. 決定事項

- ・近畿地方整備局が記者発表した「淀川水系5ダムについての方針」とその関連資料を7月6日に各委員及び第一次委員会委員に配付し、河川管理者に対して「これだけは聞きたいという質問」を12日午前中までに庶務に提出していただく。第1次委員会委員には、委員会傍聴の案内を行う。
- ・第48回運営会議を7月13日（水）16:00～19:00に開催し、委員から寄せられた質問を整理し、河川管理者に伝える。
- ・第42回委員会を7月21日（木）9:00～13:00に開催し、河川管理者から「淀川水系5ダムについての方針」等の説明を受ける。その際、第48回運営会議で整理した委員から河川管理者への質問を資料配付するとともに、河川管理者には委員の質問に答えていただく。
- ・委員による意見交換会を7月23日（土）10:00～15:00に非公開で開催する。当初予定していたテーマ別部会は中止する。河川管理者には、人数を絞って傍聴していただく。
- ・第43回委員会を7月25日（月）14:00～18:00に開催し、淀川水系5ダムについて審議する。また、次回の地域別部会の進め方の検討も行う。当日は、13:00より第49回運営会議を開催する。
- ・「淀川水系5ダムについての方針」に対する詳細な検討は、8月に入ってから地域別部会の場を通じて検討する。部会ごとの検討対象ダムは、琵琶湖部会が丹生ダム、淀川部会が大戸川ダム・天ヶ瀬ダム、木津川上流部会が川上ダム、猪名川部会が余野川ダムとする。

2. 報告の概要

委員長より、「淀川水系5ダムについての方針」が近畿地方整備局により公表されたことと、公表に対する委員会の対応に関する経緯報告が行われた。

3. 審議の概要

以下の議題について、意見交換がなされ、決定事項に示されている内容が決定された。

①次回の委員会の開催時期・議題、次回の地域別部会およびテーマ別部会の開催時期・議題について

- ・淀川水系5ダムの調査検討結果にもとづく方針について、委員会としては河川管理者から正式に報告・説明を受け、委員に出来るだけ早く理解していただいてから委員会の検討を進めたい。その場合、委員会をどの時期に開催することが可能か。また、委員会の意見書作成に向けた作業手順と目標時期を定めたい。さらに、地域別部会を、いつ、どのような議題で開催するのか。5ダムの検討審議との関係でどうするのか（委員長）。
- ・記者発表の内容をつぶさに読むと、これまで検討してきたことが大半であり、社会的な状況を見ると委員会での発表は早いほうがよい。8月中の委員会での検討は可能ではないか。できるだけ早く、意見書の原案を委員会に諮り意見を集約できないか。また、地域別部会は、ダムに限って各部会で検討してはどうか。淀川部会は検討対象のダムがないが、経緯で言えば、大戸川ダムを検討してきた。ただし、地域部会は、各委員が2つの部会に属しているので、各委員がどの部会をメインにするかを決めて検討していく。
- ・焦らないほうがよいと思う。可能であれば、委員会の開催を8月末として、地域別部会は、7月に2回の開催でもよい。ただし、8月の委員会での意見書内容の合意が得られるとは思えない。
- ・ダムの意見書と今回の方針が呼応しているか否かについての委員会としての確認は、8月中に明らかにすべきである。今回の河川管理者の方針は、これまでの委員会での審議を十分踏まえて出されているの

か、どのような認識のもとに出されたのかは、確認すべき。方針に対する意見書を出すためには、きちんとした検討が必要であり、9月、10月までかかってもよいのではないか。きちんとした議論がなされて、意見書の根幹が崩れないということが明確になればよい。

←現在はダムの方針を出した段階であり、基礎案の変更ではない。今回のダムの方針については、これからスタートするもので、今後関係者への説明を平行して行っていく（河川管理者）。

・河川整備計画の策定までのスケジュールの中で、現在がどの位置にあるのかを確認する必要がある。現在は、基礎案の見直し段階に入る前と考えられる。昨年末に、ダムを除いた基礎案が出され、今回のダムの方針発表により基礎案の全体が示された段階である。これを踏まえて見直し案が検討されると思う。整備計画のもとになる原案は、その後に作成に入るのではないか。委員会として基礎案に対しては中間とりまとめを出し、5ダムについても中間的な意見書を出している。そうした経緯を考えると、5ダムの方針にのみ特化して意見を出す必要があるのか。もし、今回の方針にのみ限定して出すのであれば、早い方がよい。河川管理者が河川整備計画原案を作成する前に意見書として、年末までに出すこともあり得る（委員長）。

・また、河川管理者による今回の方針では、自治体等と調整していくと言っている。そのたたき台に対して、委員会が評価を踏まえて、意見を言う必要があるのか。自治体の意見を聞きながら固めていこうとする時に、委員会として出した方がよいのか(委員長)。

←状況としては、住民や行政機関にこれから説明していこうとしており、1~2ヶ月はかかる。説明によりどうなっていくかは予測がつかない。委員会にお願いしないといけないのは、河川整備計画原案ができる段階では、必ず意見を言っていたきたいということである。それ以前の対応については、委員会の考え次第である（河川管理者）。

・方針に関する添付資料はあるのか。今後の委員会説明の際には、資料を添付して行うのか。

←これまで情報提供したものと重複する部分もあるが、必要なものは示したい(河川管理者)。

・委員会は、時間が限られているので、予め質問を出しておいたほうがよい。

②委員に対する会議等への出席要請について

庶務より、委員会による出席要請に関する状況報告があった。

③淀川水系流域委員会のパンフレット改定案について

庶務より、審議資料4「新たな河川整備を目指して（改定版）案」の説明がなされ、誤字等を修正の上、各委員に配付し、7月21日(木)までに意見集約することが決定した。

4. その他

8月の委員会の日程は、後日決定することになった。

※このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。